

マイナンバーに関わる重大な事態の場合

認定個人情報保護団体の対象事業者かどうかにかかわらず、以下の重大な事態については、事業者から直接個人情報保護委員会に報告が必要です。

また、プライバシーマーク付与事業者として、別途、事故報告書の提出が必要です。

- ①情報提供ネットワークシステム等又は個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムで管理される特定個人情報が漏えい等した事態
- ②漏えい等した特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態
- ③特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ閲覧された事態
- ④従業員等が不正の目的をもって、特定個人情報を利用し、又は提供した事態